

サンセットの丘ホテル建設・運営事業
プロポーザル実施要項

令和4年9月

鹿児島県長島町

(目 次)

目 次

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 趣旨・目的 | 3 |
| 2. プロポーザルによる実施 | 3 |
| 3. プロポーザルの概要 | 3 |
| 4. プロポーザルの条件 | 3 |
| 5. プロポーザルの日程 | 3 |
| 6. 提出書類 | 4 |
| 7. 参加資格要件 | 5 |
| 8. 現地説明等 | 5 |
| 9. 質疑応答 | 5 |
| 10. 事業者の選定等 | 5 |
| 11. 失格事項 | 6 |
| 12. 応募者の複数提案の禁止 | 6 |
| 13. プロポーザルに関わる費用負担 | 6 |

サンセットの丘ホテル建設・運営事業プロポーザル実施要項

1 趣旨・目的

サンセットの丘には、かつて本町最大級のホテル「サンセット長島」があり、長島観光の拠点として利用されていた。しかし、老朽化を理由に平成25年9月末で閉館し、現在は更地になっている。

ホテルに隣接し、会議や披露宴会場として利用されてきた自然休養村センターも、ホテルの閉館にあわせ使用を休止している。

本事業は、サンセットの丘に宿泊観光の拠点となる新たなホテルを民設民営により整備し、民間企業のノウハウを活用した上質なサービスを提供することで交流人口の拡大を図り、地場産業の活性化と地域振興に寄与することを目的とする。

2 プロポーザルによる実施

サンセットの丘ホテル建設及び運営は民設民営方式とし、プロポーザルによる事業提案者（以下「事業者」という。）の選定により実施するものとする。

3 プロポーザルの概要

- (1) プロポーザルの名称は、「サンセットの丘ホテル建設・運営事業プロポーザル」とする。
- (2) プロポーザル実施の周知は、公告及び町のホームページ等によるものとする。

4 プロポーザルの条件

サンセットの丘ホテル建設・運営事業プロポーザル仕様書（別紙）による。

5 プロポーザルの日程

| | 項 目 | 日 程 |
|-----|-------------|---------------------------------|
| (1) | プロポーザル実施公告 | 令和4年09月26日（月） |
| (2) | 資料提供・現地説明 | 令和4年10月11日（火）～ 令和4年10月17日（月） |
| (3) | 質問の受付期限 | 令和4年10月18日（火） |
| (4) | 質問の回答 | 令和4年10月25日（火） |
| (5) | 参加表明書等の提出期限 | 令和4年11月08日（火） |
| (6) | 事業提案書の受付期間 | 令和5年01月10日（火）～ 令和5年01月20日（金） |

| | | |
|-----|--------------|-----------------------|
| (7) | 事業者プレゼンテーション | 令和 5 年 02 月上旬 (選定委員会) |
| (8) | 事業者選定結果の通知 | 令和 5 年 02 月中旬 |

6 提出書類

- (1) プロポーザルに参加を希望する事業者は、事前にサンセットの丘ホテル建設・運営事業プロポーザル参加表明書（様式 2-1。以下「参加表明書」という。）を提出しなければならない。

また、期限日までに参加資格確認審査申請書（様式 2-3）を提出するものとする。

添付書類

- ① 定款
 - ② 会社概要
 - ③ 印鑑証明書
 - ④ 納税証明書
 - ⑤ 法人登記簿謄本
 - ⑥ 直近実績 3 年分の貸借対照表並びに損益計算書
 - ⑦ 人員表
- (2) 参加表明書を提出した事業者で参加資格を有する者は、期限までに事業提案書（様式 7）を提出するものとする。

添付書類

- ① 事業計画書（5 カ年分）
 - ② 運営管理に関する収支計画書（5 カ年分）
 - ③ 資金計画書
- (3) 提出部数
事業提案書（事業提案書）1 部 添付書類のみ 10 部
（添付資料には提案事業者名は入れないこと）
- (4) 前（1）（2）項の提出は、持参又は郵送により提出期限日の午後 5 時までに、下記に提出すること。

なお、郵送の場合は、提出期限前日の消印有効とする。

提出及び連絡先

〒 899-1498

鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1

長島町役場 地方創生課

T E L 0996-86-1101

F A X 0996-86-0950

7 参加資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体であること（一定の団体であれば法人格は必ずしも必要ではないが、選定されれば法人格取得を要するものとする。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人，被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものはこの限りでない。
- (2) 参加表明書の提出において国又は地方公共団体の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立てもしくは通告，破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条もしくは第 19 条の規定に基づく破産の申し立て，会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく構成手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって，再生計画の認可が決定し，又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）
- (4) 業務を事業契約期間にわたり確実に遂行する能力を有すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 直近 3 カ年間に於いて，法人又は個人の国税，都道府県税，市町村税について滞納をしていないこと。

8 現地説明等

現地での説明又は資料の提供を求められた場合は，原則として本町は，これに応じるものとする。

9 質疑応答

- (1) 質疑については，サンセットの丘ホテル建設・運営事業プロポーザル質疑書（様式 5）により行わなければならない。
- (2) 質疑に対する回答は，サンセットの丘ホテル建設・運営事業プロポーザル回答書（様式 6）により行うものとする。

10 事業者の選定等

- (1) 選定委員会による審査

事業者は、参加表明者のうち参加資格を有する者で、サンセットの丘ホテル建設・運営事業プロポーザル事業提案書（以下「事業提案書」という。）の提出のあった者の中から、選定委員会の審査により選定するものとする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、サンセットの丘ホテル建設・運営事業プロポーザル事業者選定結果通知書（様式 8）により通知するものとする。

11 失格事項

事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

(ア) この要項に違反した場合

(イ) この要項に定める手続き以外に選定委員会、担当部署の職員等に対してプロポーザルに関する便宜を求めた場合

(ウ) 事業提案書等に虚偽の記載があった場合

12 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案をすることはできない。

13 プロポーザルに係わる費用負担

プロポーザルに関する一切の費用は、事業者の負担とする。